

子どもを守る施策の強化

昨年の事件を受け、家庭・地域・行政による「子どもを守る」ことへの関心や行動に、今まで以上の高まりを感じております。

過去の市民意識調査において、「安全・安心のまちづくり」に対する意見として、最も重要な施策であり、かつ、最も満足度の低い施策と位置付けられている事実を踏まえ、その充実・向上を求めて参りましたが、更なる対策が必要であることは言うに及びません。

では、行政ではどのように変わりつつあるのか。「子どもを守る施策」の充実についてご報告いたします。

【以前から実施している施策】

- ・ 情報発信（安全・安心メール）
- ・ 子どもの非行防止・防犯力対策（長期休業中の状況確認、非行防止・犯罪被害防止教室など）
- ・ スマートフォンの使用対策
- ・ 地域と一体となったパトロール など

【事件を受けて実施を始めた施策】

- ・ 情報発信（広報紙等、回覧板、寝屋川警察署員による啓発活動）
- ・ 防犯カメラの設置台数の拡大
- ・ 「子どもを守る宣言」の公表
- ・ 子どもの防犯力育成（スマホ・ネット5か条の策定、防犯チェックシートの配布、「おせっかいをやきまっせ」活動）
- ・ 防犯協会、教職員によるパトロール
- ・ 寝屋川警察署員による小中学校に出向いての啓発活動
- ・ ケース会議の定例化
- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣 など

【28年度から実施している施策】

- ・ 夏休みの午前0時～6時までの防犯パトロール
- ・ 地域教育協議会への委託事業の拡充
- ・ 子どもに関する施策を一体的に推進するための行政内機構改革と専門職員の増員
- ・ スクールソーシャルワーカー派遣の拡充
- ・ 家庭教育サポートチームの派遣の拡充
- ・ 青少年の居場所の拡充 など

本年度から実施されている「夏休みの深夜・未明帯の防犯パトロール」は、安心への一助とはなりません。しかし、青パト故の巡回範囲の限定であったり、未成年者を発見した場合は声掛けをしたとしても、対象者の居場所の転移に留まるなどの課題も考えられます。

今後、行政・警察署などと、この事業の検証を行うこととなりますが、更なる改善を求めております。

一方で、家庭内での対応も欠かせません。

犯罪が起こる要因には、犯罪者の内面に起因すると考える「原因論」と、犯罪の起こる環境があることに着目する「機会論」があります。

この両方の改善に関与できる市の役割は非常に重要であり、犯罪抑止の牽引者として、考え得る全ての策を講じる必要があると考えております。

国民健康保険制度の見直し

国民皆保険制度を維持するに当たって、重要な位置を占めるのが「国民健康保険制度」です。

制度の発足時は、サラリーマンでない方々が加入する保険として意義があったと理解しております。しかし、近年では、産業構造や就業形態の変化によって加入者の所得が低くなり、高齢化の進展や家族形態の変化によって少人数世帯が増加するなど、制度の持続が懸念される状況となっています。

○年齢構成

	平成20年	平成24年
0～39歳	34.5%	⇒ 31.1%
40～64歳	34.2%	⇒ 34.2%
65歳以上	31.0%	⇒ 34.7%

○世帯別の構成比（平成25年）

(1人) 53.3% (2人) 30.7% (3人) 9.4% (4人) 4.5%

○所得別の構成比（平成25年）

所得無し（未申告含む）	45.8%
150万円以下	38.2%
150～200万円	5.7%
200万円以上	10.1%

国民健康保険制度の見直し…主な変更点

- 大阪府が財政運営の責任主体となる。
（窓口業務、収納業務、健康づくり、重症化予防などは、従来通り市で行います）
- 大阪府が、府内の統一的な処理基準を定め、市はそれを尊重しながら運営する。
- 大阪府内の市町村で統一した保険料率とする。

この変更は、平成30年から行われます。

保険事業の規模を大きくすることでは、抜本的な改善にはつながらないと考えております。

それは、1つ目には加入者の所得別の構成比からも明らかです。

2つ目として、制度設計の詳細が見えていないので誤解があるかも知れませんが、府内統一保険料率になることによって、各市で医療費健全化や収納率向上に対する責任感の希薄化が懸念されるからです。

目指すべき姿は、国民すべての方が同じ医療保険に加入する「一元化」であると考えております。

18歳からの投票

選挙権年齢が、70年ぶりに引き下げられました。

国立国会図書館の調査では、調査できた191の国・地域のうち、9割に当たる176の国・地域で18歳以上となっているとのことです。

先般行われました、第24回参議院議員通常選挙での投票率は以下の通りです。

	寝屋川市	全国
18歳	46.86%	51.17%
19歳	41.82%	39.66%
10代	44.29%	45.45%
全体	52.22%	54.70%

子ども・子育て支援事業計画（保育所編）

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化していることから「子ども・子育て支援法」が制定され、本市では平成27年度に「支援事業計画」を策定し、保育の量の拡大と確保が計画的に進められています。後に、女性の社会進出の必要性が打ち出されましたが、人口統計の推計に裏付けされた生産労働人口の減少は、かねてより予見可能な事実であったことから、待機児童問題を始めとする子育て環境の充実、国や自治体の不作為による課題だと認識しております。

【市全体での保育所の量と確保】

実際の申込人数	計画上の人数	
	計画の見込	提供量
平成27年4月1日申込人数	327人	348人
0歳児 211人	1578人	1499人
1・2歳児 1,491人	2337人	2418人
3～5歳児 2,496人		
平成28年4月1日申込人数	325人	349人
0歳児 241人	1547人	1532人
1・2歳児 1,508人	2393人	2444人
3～5歳児 2,581人		

3～5歳児に限って言えば、本市全体での保育提供可能数は計画上2,444人（平成28年）です。実際の申込人数が2,581人ですので、能力をオーバーしているように見取れます。しかし、国では保育所の定員の1.2倍まで引き受けることを可能と認めています。弾力運用と言われるものです。

本市では、弾力運用を用いることで毎年4月1日時点での待機児童は0となっています。
国が進める「量の拡大と確保」と同時に、保育の質を向上させる視点の両立を目指すべきであると考えております。

空き家の状況

平成18年の6月議会では、住宅総数に占める「空き家」の数を切り口にして、人口減少・超高齢社会に対するまちの方向性として「多世代での同居や近居などの住宅施策の導入」「都市経営上負荷の少ないコンパクトシティへの転換」などが必要だと提案しました。それからの10年の間に、先駆的に取り組む自治体が数を重ねることで、国がその動きを全国展開するよう取り入れるに至っております。

改めて、本市での「空き家」の状況について、住宅土地統計調査を基にご報告いたします。
(調査は標本調査であり、現場での全数調査ではありません)

【寝屋川市の空き家率の推移】

平成15年	15.7%
平成20年	14.4%
平成25年	16.1%

【平成25年調査での空き家の実態】

住宅総数	101,380軒
空き家総数	16,330軒 (一戸建て 3,270軒) (長屋・共同住宅 13,060軒)
腐朽・破損のある空き家	4,980軒 (一戸建て 620軒) (長屋・共同住宅 4,350軒)

20年後には全国の空き家率は、30%前後になるとも推計されており、空き家の状況に応じた対策を、市民に実感できるスピード感をもって取り組んでいかなければなりません。

[BACK](#)